

オンライン資格確認システムによる

「自己負担限度額」の登録が便利です！

入院や外来で高額な医療費がかかる場合、事前に「限度額適用認定証」を提示していただくことで、窓口での支払を自己負担限度額までにとどめることができます。

「限度額適用認定証」の発行は、各保険者にて手続きが必要ですが、当院では、健康保険証の提示により、**オンライン資格確認システム**による**自己負担限度額**の登録が可能です。これにより、患者様による**手続きが不要**になります。

登録は職員が行いますが、オンライン登録には患者様の**同意**を必要としています。

【70歳以上の方】

所得区分	負担割合	区分	自己負担限度額		食事代（一食）
			外来	入院	
現役並み所得	3割		252,600円+(医療費-842,000円)×1%		460円
	3割	現役Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%		460円
	3割	現役Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		460円
一般	2割	一般Ⅱ	18,000円または、(6,000円+(医療費-30,000円)×10%)の低い方	57,600円	460円
	1割	一般Ⅰ	18,000円		
住民税非課税	低所得Ⅱ	1割	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ	2割	区分Ⅰ	8,000円	15,000円

【70歳未満の方】

所得区分	区分	自己負担限度額	食事代（一食）	
課税	上位所得者	ア	252,600円+(総医療費-842,000)×1%	460円
		イ	167,400円+(総医療費-558,000)×1%	460円
	一般	ウ	80,100円+(総医療費-267,000)×1%	460円
		エ	57,600円	460円
非課税	オ	35,400円	210円	

※マイナンバーカード又は、限度額適用認定証をお持ちの方は、ご提示ください。

※限度額適用認定証をお持ちで無い方は、システム確認に同意をいただくことで、自己負担限度額が適用になります。

※当院における自己負担限度額の登録となります。他院を受診される場合は、限度額適用認定証の提示が必要になる場合があります。